

第10次鳥獣保護事業計画(変更案)に関して提出された意見の概要とそれに対する県の考え方

(パブリックコメント H21.8.7～9.7)

No	項目等	変更案に関して提出された意見の概要	意見に対する県の考え方
1	<p>第4 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項</p> <p>3 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合</p> <p>イ 許可基準</p> <p>(ア) 許可対象者</p>	<p>罎いわなを所有する一般の農家を市町村に登録する条件で、許可対象者に加えてほしい。</p> <p>イノシシ等による農業被害に対して、罎いわなを設置して効果をあげている。しかし、狩猟期間しか使用できないため、狩猟期間以外は捕獲隊にお願いしているが、隊員の都合もあり歯がゆい思いをしてきた。捕獲隊と協力しながらも、自分の土地は自分で守ることが可能なように、自分でできることは速やかに対応できる体制をとっておきたい。</p>	<p>許可対象者の要件は、鳥獣の保護・住民の安全確保等に支障を及ぼすおそれがないように設定する必要があるため、原文のとおりとします。</p> <p>なお、今回の変更案では、許可対象者を拡大していますので、一定の要件を満たせば、一般の農家の方も許可を受けることが可能になります。</p>